

ご旅行条件書（手配旅行）

1 国内手配旅行契約

- （1） 手配旅行契約とは、お客さまの依頼により東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、お客さまが運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配することをお引き受けする契約です。
- （2） ご旅行条件につきましては、次の各項の定めによるほか、日程表及び当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。

2 お申し込み

- （1） ご旅行のお申し込みの際、お申込金として旅行代金の20%相当額をお預かりいたします。なお、お申込金は旅行代金、取消料、違約金のそれぞれ一部として取り扱います。
- （2） お客さまとの旅行契約については、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を收受した時に成立するものいたします。なお、当社はお申込金をお支払いいただくことなくして旅行契約の締結を承諾する場合があります。この場合、お客さまへ「ご旅行案内書」等の書面をお渡しした時に成立するものいたします。

3 旅行業務取扱料金

ご旅行の相談、手配、クーポン券類の発行に対しては、旅行業務取扱料金として次の金額をクーポン券類のお渡しの際に申し受けます。

お申込内容		料金	
個人・ グループ	運輸機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	旅行費用総額の	4%
	宿泊手配のみの場合	宿泊券1枚につき	525円
15名以上の団体旅行の場合		旅行費用総額の	20%以内

（注）特別手配・緊急手配を行った場合は、通信費としてその実費を申し受けます。

4 解除・変更手数料

変更の場合はお1人1件につき105円、解除の場合はお1人につき210円を申し受けます。

なお、宿泊・運輸機関に対し取消料・違約料その他の名目で支払う費用は別途申し受けます。

5 旅行代金の変更

旅行代金はお申し込み引き受け後であっても、運輸機関等の運賃・料金が改定された場合は変更することがあります。

6 当社の責任及び免責事項

- （1） 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があったときに限ります。
- （2） お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- （3） 手荷物について生じた第1項の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に通知があったときに限り、お客さま1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。

7 お客さまの責任

- （1） お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社はお客さまへ損害の賠償を請求いたします。
- （2） お客さまは、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の旅行契約の内容について、ご理解いただくよう努めてください。
- （3） お客さまは、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にお申し出ください。

8 旅行条件の基準

この旅行条件は2010年4月1日を基準としています。